

# 豊田市農業委員会議事録

令和4年11月28日、豊田市農業委員会長 横条 鈞は、令和4年11月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第77号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第78号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第80号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第81号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第82号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について

## 報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (16名)

1番	鈴木喜一郎	—————	3番	西山弥太郎	
4番	石川 幸子	5番	為井 裕	6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	—————	
10番	水野 省治	11番	梅村 貢司	12番	中島 匡代
13番	加知 満	14番	伊藤喜代司	15番	伊藤 政和
16番	浅見富士男	—————	18番	杉田 雅子	
19番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (3名)

2番	築山 正樹	9番	梅村 逸次	17番	林 如実
----	-------	----	-------	-----	------

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主査	井上 貴道	主査	杉本 一浩	主査	伊藤 寿信
主査	鈴木 彩	主査	岩月 彰弘		

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事 務 局： 本日の欠席委員は、2番、築山正樹委員、9番、梅村逸次委員、17番、林如実委員、以上3名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

3番、西山弥太郎委員、4番、石川幸子委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第77号から第82号までの審議案件6件とその他の報告案件4件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和4年議案第77号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第77号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

82番、森町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

83番、永覚町の件。

担当推進委員の深津委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

84番、鴛鴨町の件。

担当推進委員の深津委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

85番、前林町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

86番、西岡町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

87番、駒新町の件。

担当推進委員の小山委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

88番、荒井町の件。

担当推進委員の小澤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

89番、亀首町の件。

担当推進委員の水野委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

90番、四郷町の件。

担当推進委員の磯村委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

91番、松平町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

92番、中当町の件。

担当推進委員の大島委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御質問等もないようですので、採決をいたします。

議案第77号で上程されました11件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第77号は承認決定されました。

令和4年議案第78号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第78号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

16番、越戸町の件、堆肥置場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第78号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第78号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第79号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第79号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

187番、長興寺・秋葉町の件、駐車場・資材置場です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、188番、宮町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、189番、天王町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、190番、天王町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 4件とも特に問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、191番、室町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、中山間の他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準は、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の築山委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、192番、渡刈町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、193番、永覚町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に上郷スマートインターチェンジが存在する区域です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 192番、193番、2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、194番、広美町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

為井委員： 194番、問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、195番、竹町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、196番、若林西町の件、粘土採掘・残土処分、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、197番、高岡町の件、流通業務施設・駐車場です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

第1種農地で、県道沿いに設置される流通業務施設に該当します。

お願いします。

杉浦委員： 2件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、198番、乙部町の件、残土処分・粘土採取、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、199番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、200番、上原町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、201番、高町の件、資材置場です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公共施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、202番、富田町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、203番、小呂町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、204番、坂上町の件、住宅敷地、進入路です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（喜）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、205番、花沢町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判



断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

浅見委員： 転用については特に問題はありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、206番、篠原町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に篠原駅が存在する区域です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

横桑委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございました。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第79号で上程されました20件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第79号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第80号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第80号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

8番、前田町の件、変更内容は事業期間延長です。

本件は、令和3年3月25日付で駐車場として第5条許可を得ました。申請地は、駐車場の用に供した後、11月末に農地に復元する予定でしたが、申請地14筆のうち4筆のみ農地復元を行う工事業者が確保できなかったため、転用期間を延長したく、本申請に至りました。

お願いします。

鈴木委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、9番、永覚町の件、変更内容は事業者変更です。

本件は、令和2年3月27日付で駐車場として第5条許可を得ました。しかしながら、駐車場整備のための工事の費用負担について、貸人と借人の間でそごが生じ、賃貸借契約を中止することとなったため、駐車場として利用することを断念しました。

今般、同一の転用目的で新たに継承者が見つかったため、当初事業計画から事業継承をすることで事業完了を図るものです。

なお、申請地は農地であるため、同時に農地転用許可申請がなされており、既に議案として上程済みです。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、10番、若林西町の件、変更内容は事業区域変更及び期間延長です。

本件は、令和4年7月15日付で粘土採掘・残土処分場として5条許可を得ました。事業を行っていたところ、隣接する農地の土地所有者から自己所有地についても同様に事業を行ってほしいとの依頼があり、当時の事業区域を拡張し、またそれに伴い工期を延長したく、申請に及ぶものです。

なお、拡張する土地は農地であるため、同時に農地転用許可申請がなされており、既に議案として上程済みです。

お願いします。

杉浦委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、11番、勘八町の件、変更内容は事業期間延長です。

本件は、令和4年5月27日付で残土処分場として第5条許可を得ました。

現在、無断で搬入された残土を搬出しているところですが、天候不順及び土砂搬出に関わる手続に時間がかかり農地に復元できていないため、転用期間を延長したく、本申請に至りました。

続きまして、12番、力石町の件、変更内容は事業期間延長です。

本件は、令和3年11月11日付で残土処分場として第5条許可を得ました。

現在、残土を搬入しているところですが、公共事業との調整により予定どおり土が確保できず計画に遅れが出ているため、転用期間を延長したく、本申請に至りました。

お願いします。

水野委員： 11番ですが、期間延長ということですが、本当に期限内に事業完了できるかという点にちょっと問題がありますが、現時点では承認はやむを得ないかなと考えます。

12番については問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございました。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆様の御質問並びに御意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

鈴木委員： 1つ、いいですか。

11番、勘八町の件であります。私の記憶によりますと、当初、盛土があって、その撤去でこの期間内に農地に復元する案件という記憶があります。

それで、一時転用を3年以内に完了して元へ戻すというような内容で、書類上の手続が令和5年の1月8日、要は3年以内というふうで期間変更されていると思いますが、今後、あと2か月程度でこれが農地に復元ができるかどうか

少し疑問に思いますので、ちょっと質問をさせていただきました。

会 長： ありがとうございます。

期限内に履行ができるかどうかという質問ですけど、事務局のほう、いかがでしょうか。

事 務 局： この案件につきましては、今年の4月に大規模の違反転用案件ということで御説明をさせていただいたものでございます。

その際には、5月27日に許可いただいた内容ですが、10月31日までに、高く盛られた土を全て取り出して搬出して農地に復元するという内容で許可相当であると認めていただきましたが、その期限の10月31日までに事業が完了しなかったということで事業者から申出がございました。

元より様々な法令違反がございましたので、関係する県、市と協議をさせていただいて、その今の状態を共有させていただき、差し当たって農地転用の許可期限が過ぎているため、どうしていこうかという話になりました。

許可権者である農業振興課とも相談させていただいた結果、この再申請、事業計画変更申請の令和5年1月8日、あと残り1か月余しかございませんが、この期間でまずは事業者にも搬出の努力をしていただくということで、関係各課、連携を図りながら、その指導をしていくという形で、変更申請を受理していこうということとなりました。この期間内に是正が図れるよう引き続き農業振興課と連携して事業者にも指導を徹底してまいります。

会 長： ありがとうございます。ただいまの質問について答えていただきました。

あとほかに御意見等、どうでしょうか。

委員： 今の件ですけど、現在の進捗状況はどうですか。

事 務 局： 盛られた残土の総容量というのが1万4000立米だということを4月のときにも説明させていただきまして、その撤去状況ですけれども、現時点においては約20%と見ております。

ですので、正直、課題があるなと思っているところですが、ただ、撤去するにも、搬出先が必要で、その辺りも確保しながら、1か月余で搬出しないといけないという現実がございますので、事業者はそれをしっかり認識して搬出していただき、私どもも指導に努めてまいります。

以上です。

会 長： ありがとうございます。  
あとはほかにどうでしょうか。

(会場声なし)

会 長： それでは、他に御意見もないようですので、ただいまから採決をいたします。  
議案第80号で上程されました5件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第80号は適当である旨、承認されました。  
令和4年議案第81号「農用地利用集積計画の決定について」。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第81号「農用地利用集積計画の決定について」。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。  
今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和4年12月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第81号資料①は、利用権の総括表になります。議案第81号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙、議案第81号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和4年12月1日ですが、貸借の終わりはそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、4筆、5,028平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。  
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第 8 1 号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第 8 1 号は承認決定されました。  
令和 4 年議案第 8 2 号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和 4 年議案第 8 2 号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。  
別紙のとおり、現況確認を行った結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断します。

別紙 A 4 の資料、3 ページから 13 ページを御覧ください。

今回、小原、稲武地区の合計で 4 4 4 筆、1 4 万 1,2 5 0.9 7 平方メートルの土地が対象となります。

当該土地は、今年度行った農地法第 3 0 条に基づく利用状況調査の結果に基づき、既に森林・原野化しているなど、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断します。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。  
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。  
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 8 2 号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第 8 2 号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案 1 5 ページ及び別紙配付資料 1 4 ページ及び 1 5 ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案 1 6 ページを御覧ください。

報告、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書受理書について。

9 1 番、若林西町の案件から、2 2 ページを御覧ください、1 1 8 番、住吉町の案件までの 2 8 件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 2 3 ページを御覧ください。

報告、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書受理について。

5 4 番、小坂本町の自己用住宅の案件から、2 5 ページ、6 5 番、吉原町の自己用住宅までの 1 2 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 2 6 ページを御覧ください。

報告、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について。

1 5 8 番、田中町の自己用住宅の案件から、3 0 ページを御覧ください、1 7 5 番、下林町の車庫の案件までの 1 7 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。  
慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時29分)

議事録署名者

---